

非行少年に対する適切な処遇

浪川隼人

1. はじめに
2. 院内処遇の現状
3. 非行少年の生育環境
4. 私見
5. おわりに

1. はじめに

2024年夏、「女子高生コンクリート詰め事件」の犯人のその後がネット上で話題になっていた。その犯人グループのうち4人中3人が出所した後、再び逮捕されているということであった。このような話題が上がるたびに、世論からは少年法の厳罰化を求める声が過熱する。実際、令和5年度の犯罪白書によると、昭和55～60年ごろにピークを迎えた少年による刑法犯の検挙人員や少年の人口比は、ピーク時と比べて7分の1になるなど減少傾向にあるものの、再非行少年率は平成15年から約30%台で横ばいとなっており減少傾向にはない¹。これでは非行を犯した少年の約3人に1人が再び犯罪に手を染めているということになり、少年たち自身の問題だけでなく社会にも問題があるようにみえる。そこで、少年が矯正施設で受ける処遇に何か改善点があるのではないかと疑問に感じたため、本レポートでは非行少年にとって再非行防止のため適切な処遇はどうあるべきなのか検討していく。また、家庭裁判所から少年に付される処遇として、不処分、保護観察、少年院送致等があるが、少年院送致は再非行の危険性が高いと認められる場合にそのような決定になる可能性が高い。そのため、本レポートでは、少年院内における処遇を中心として検討していく。

2. 院内処遇の現状

まず、少年審判においてその少年について非行事実があり要保護性が認められたときに、少年院送致が決定される。少年院では、少年の健全育成と円滑な更生を目指して、矯正教育が行われる。日本の少年院では、在院者の特性に応じた体系的・組織的な矯正教育を実施するため、少年の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、収容する少年院を4種に分け、そしてその在院者に適応するような矯正教育課程が定められており、それに沿った教育がなされる。その矯正教育課程には、教育の重点的な内容や機関が定められている。

¹ 【法務省「令和5年版 犯罪白書 第3編少年非行の動向と非行少年の処遇」<<https://www.moj.go.jp/content/001410102.pdf>> (2025年1月13日閲覧)】

矯正教育は在院者に対して、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の5つの分野にわたって指導が行われる。生活指導は、講義、面接、作文、日記、グループワーク等の方法により行われ、善良な社会の一員として基本的な生活を営むための基礎となる知識や態度を養う指導をするのはもちろん、薬物非行や家族関係など在院者が抱える特定の事情を改善するための「特定生活指導」というのも行われている。職業指導は、文字通り職業上有用な技能を習得するための指導であるが、実施種目は多岐にわたる。土木・建築や介護福祉をはじめ、情報処理、陶芸、農園芸といった科目まで実施されている。主に取得できる資格は、フォークリフト運転資格、介護職員初任者研修、第一種電気工事士、第二種電気工事士である。近年では、IT パスポート取得に向けた講習もあるようである。教科指導は、義務教育を終えていない者や高校を中退した者など学習面において社会復帰に支障がある者に対し、学習指導要領に準拠して行われ、高等学校への編入・復学や大学進学を目指す者には、それに応じた学習指導もなされる。また、法務省と文部科学省の連携により少年院内で、高等学校卒業程度認定試験を受験することができ、令和元年では受験者数502人に対し、202人が合格した。体育指導では、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため、行われている。特別生活指導は、各少年院によって多種多様であるが、在院者の情操を豊かにし、自主、自立及び協同の精神を養うために行われている²。泉南学寮という少年院では、高齢化により人手不足になってしまった漁港で漁師の仕分け作業の手伝いや、高齢者の家の片付け、移動販売の荷物運びなど地域の困りごとを解決するボランティア活動を行っている。これらを経験した少年からは、「自分が今必要とされている喜びを感じることができ、それが自身にもつながる」という感想があり、このような活動をすることで、少年の社会性向上を図ることが期待できる³。これらを見ると、少年の個々の特性に応じたバランスのある矯正教育を行えているようにうかがえる。ただ、再犯率は横ばいという現実がある。以上から、社会で生きていくためのスキルを身に付け、個々が抱える課題を矯正したとしても再犯に至ってしまうということは、出院後の少年の環境や内面的な問題があるのかもしれない。そこで、次に、院内処遇の改善に向け、少年の生育環境をまとめたデータを令和5年犯罪白書の特集より挙げていく。

3. 非行少年の生育環境

まず、少年院入院者の教育程度についてみていく⁴。平成5年において男子女子ともに最も割合を占めていた「中学卒業」は、令和4年までに減少し続けた。それとは反対に平成5

² 法務省・前脚注1

³ 【法務省矯正局「少年の立ち直り×地方創生のススメ」<
<https://www.moj.go.jp/content/001340227.pdf>> (2025年1月16日閲覧)】

⁴ 【法務省「令和5年版 犯罪白書 第7編非行少年と生育環境」<
<https://www.moj.go.jp/content/001410106.pdf>> (2025年1月16日閲覧)】

年で最小であった「高校在学」は増加し続け、令和4年では、全体の約5分の1を占めている。また、令和4年において最も割合を占めているのは、「高校中退」で男子は41.1%、女子は38.8%となっている。次に少年の世帯状況や生活状況についてみていく。世帯状況について、父母と同居している割合は36.1%、父または母と同居している割合は39.0%で、若干ではあるが両親が家にいるという家庭は入院者においては少ない。家族との夕食の頻度は、「ほぼ毎日」は13.6%、「週に数回」は30.9%、「週に1回程度」は14.9%、「月に数回」は13.2%、「年に数回」は9.9%、「まったくしていない」は15.4%となっており、週に数回以上家族と夕食を取っている割合より週に1回以下家族と食事を取る少年の割合の方が大きい。また、少年が入院する前の日常の過ごし方についてのデータもある。項目は「ゲームをする」や「家事」など様々があるのは特出ししているのは、「テレビ・インターネットで動画などを見たり音楽を聴く」と「スマートフォン、携帯電話でメールやLINEをする」で前者において毎日2時間以上する者は83.5%、後者において毎日2時間以上する者は70.8%であった。

他にも、少年の社会に対する意識や家族との経験・気持ちについて調査したものについてみていく。社会に対する不満の理由について調査では、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」や「正しいと思うことが通らない」、「社会のしくみがきまりきっている」等あったが、いずれの項目も平成2年の調査からで、以上のように感じている少年は最小の割合となっている。しかし、「若者の意見が反映されない」という項目のみ、平成2年の58.9%に対し令和3年は55.9%であり差はない。社会に対する満足度について、この調査は少年鑑別所入所者に調査したものになるが、「満足」と答えた者は平成2年では35.8%、令和3年では42.9%で増加している。家庭生活に対する満足度について、これも少年鑑別所入所者に調査したものになるが、「満足」と答えた者は平成2年では60.0%だったのに対し、令和3年においては78.0%と増加している。家族との関係についての調査で、「家族との話を楽しいと感じる」や「自分の将来について話したいと思う」と感じる割合は平成2年の調査より令和3年の方が大きくなっている。一方で、「自分が何をしても、親があまり気にしていないと感じる」や「親が厳しすぎると感じる」など家族に対してネガティブな感情をもつ割合は平成2年に比べて令和3年は減少している。少年院在院者の他社との関りについての調査では、「会話やメールなどをよくしている」や「楽しく話せるときがある」、「強いつながりを感じている」などの項目は「母」と「学校であった友人」と答えたものの割合が同程度で約8割9割ほどいる。

しかし、「何でも悩みを相談できる」や「他の人には言えない本音を話せることがある」という項目に対しては、約70%の少年が「学校であった友人」と答えたのに対し、「母」と答えたのは約40%ほどであった。また、少年院在院者の保護者に対する調査で子供にしていることの状況として、約8割以上が「誕生日のお祝いをする」であったり「子供の学校行事などへ親が参加する」であったりをしてしたが、「毎月お小遣いを渡す」や「毎年新しい洋服・靴を買う」、「学習塾に通わせる」というのは半数以上がしていないと答えた⁵。

これらのデータをみて、まず非行少年の特徴は今までと変わっていることが分かる。近年の少年は、日常の大半をテレビを見たり誰かと直接話したりするのではなく、スマートフォ

⁵ 法務省・前脚注4

ンを使用することに費やし、特に社会に不満を持っていないということがうかがえた。また、核家族によるものかわからないが、家族と食事をするのが週に数回というのは中学生高校生の少年たちにとって少ないと感じた。

4. 私見

ここまで現在行われている院内処遇と非行少年の生育環境についてみてきたが、私は今の非行少年にとって最も必要なことは親との関係構築であると考えた。上記のデータから、少年たちは親との会話や時間を楽しんでいる反面、自分あまり興味を示してくれず自分に厳しすぎると感じており、自分の悩み事は親に相談できず友達若しくはネット上の知り合いにしている。これは、上記の親との食事の回数が少ないことであったり、親が子に対してしてあげていないこととして、「毎年新しい洋服・靴を買う」や「学習塾に通わせる」が多かったことが影響しているかもしれない。特に、服や学習塾というのは学校での友達との会話の中で各家庭の違いが顕著に現れてきてしまうため、少年たちは自然と比べてしまい、自分に興味を示してくれていないと感じてしまっている可能性がある。また、東京少年鑑別所の法務教官の方が「ネグレクトや虐待を受けている子でも親とのつながりを求めているが、親がそれを拒んでいることが多い」と仰っていた。これは本当に親が子に興味を示していないパターンだが、些細なことでも少年たちが一方的に親からの愛を感じられないと思っているかもしれない。これにより、何か悩みを持った時に外の世界やネット上とつよいつながりをもつきっかけになり、いつの間にか犯罪に染めてしまっているということになりかねない。これは出所した時も同じで、帰る場所があったとしても家族関係が希薄であれば、もともといたコミュニティに戻ってしまい、再犯ということになってしまう。

以上から、出所する前つまり院内処遇において、家族との関係を再構築する機会を作る必要がある。現在行われている処遇は、社会復帰という面において十分な仕組みが作られている。令和元年度の高等学校卒業程度認定試験の結果を見ても、多くの者が高校卒業の認定を受けることができおり、高校中退の割合が多い少年院において、非常に有用である。そこで、私は現在の処遇は維持し、これに少年と保護者の関係構築を図る取組を加えるべきであると考え。具体的には、保護者に対する講義が必要である。親子の関係が希薄の場合、子にも多少の問題はあるかもしれないが、親が子に愛情を注げられていないのが問題である。これを改善するために、まずは法務教官が保護者とのヒアリングを重ね、抱えている悩みを打ち明けてもらう。そして、似たような悩みを持つ保護者を集めて、それを解決するための講義であったり、保護者同士でそれぞれがもつ悩みを打ち明けて互いに解決策を話し合うディスカッションを行ったりする。これらを行うことにより、保護者自身も一人で悩みを抱え込む必要がなくなり、自分が子に対してどのように接していくべきなのかがわかるはずだ。最後に、子が面会を希望すれば面会を行う。これを重ねていけば、出所後も困らない良好な親子関係を築くことがスムーズに進んでいくはずである。

5. 最後に

私は、このレポートを執筆するまでは、再犯をしてしまう少年はもともと犯罪に手を染めてしまいやすい性格や人間関係を持つ者であると考えていた。しかし、犯罪白書を見ても

と、少年の犯罪の態様や生活環境は大幅に変化していた。犯罪であれば闇バイト関連の特殊詐欺事案、生活環境であればテレビや人との会話ではなくスマートフォン中心の生活など、不良少年の様な子でなくても、犯罪に関わってしまいやすい社会となっている。このような少年が少年院に入院して出院しても、不良少年の様なコミュニティに戻るということはないが、少年自身が抱えている問題や家庭環境が改善されていなければ、再び犯罪をしてしまうということになりかねない。これを防ぐために、現在の院内処遇を維持していき、子と親の両方が強いつながりを感じられるような関係を築いていくべきである。